

○とかしき委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 よろしく願いいたします。

今日は、この高齢者の医療、窓口負担二割の法案の審議、そしてそれにまた関連して、コロナのワクチンあるいは緊急事態宣言、その医療について質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、大変お忙しい中、お疲れの中、尾身コロナ分科会長におかれましては、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。尾身会長のことは多くの国民が大変信頼をし、頼りにしておりますので、本当に大変かと思いますが、是非とも御答弁をよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、この二割負担の問題ですが、質問通告に従って田村大臣にお伺いをしたいと思います。

私たちも、二割に引き上げることを、議論もしない、未来永劫議論もしないというわけではありません。私たちの仲間でも、二割に上げるべきだとか、賛否両論、両方あります、正直言いまして。

ただ、それこそ、医療が崩壊して人が亡くなろうとしている、そういうさなかに二割負担の議論をして決めますかということなんです、申し訳ないですけども。やはりそこはどう考えてもおかしい。

私たちも、今回出しております対案の中で、公費も含めてですけれども、保険料の引上げという応能負担での財源というものを私たちなりに考えているわけでありまして。

そこでなんです、質問通告しておりますが、今後、二割に引き上げていくと、七十五歳以上の方は、今日の配付資料によりますと、平均、配付資料の三ページ目ですね、赤字にありますが、年間三百七十万の方が約二・六万円負担増になるという資料が出てきております。この配付資料の三ページ目の右ですね、二・六万円、年間負担増になる。これはもう厚生労働省の当然試算であります。

それで、私が質問したいのは、現役世代の負担減の方なんです。二ページ目に戻っていただけますか。この二ページ目を見ていただきますと、支援金総額に対する抑制効果七百二十億円で、それで、これは一人当たりになると七百元、現役世代が約一億人ということでありまして。

そこで、改めてお聞きしたいんですが、現役世代の負担が軽くなるとおっしゃいますが、年間一人当たり幾ら抑制になるのか、それは、一日当たり換算すると、負担額は現役世代一人当たり幾ら負担減になるのか、お答えください。

○田村国務大臣 委員御承知のとおり、令和四年度から団塊の世代の皆様方が後期高齢者になられるということで、ここで医療費全体、後期高齢者支援金自体が膨らむということがあります。

それはそのまま現役世代の負担の増大になりますので、それを何とかしなきゃならないということで、この令和四年に向かってと。でありますから、それまでに準備期間が要りますので、どうしても今国会でこれを御議論いただいて成立しないと、やはり、周知期間等々を含めると、今がやるべき。

ですから、すぐに負担が増えるという話じゃなくて、それは令和四年度に入ってから、十月以降、その年度中にどこでやるかということは、保険者等々の状況等々を踏まえながら対応させていただくということになります。

その上で、全体として、今言われたとおり、七百二十億円というような形で負担の軽減という形になるわけですが、これは、現役でいいますと一人当たり七百元という形になりますが、これは、一日。(山井委員「一日」と呼ぶ)ですから、年間七百元ですから、二・幾らという、一・九幾らかな、約二円ぐらいという話になります。

○山井委員 そうなんです。これ、現役世代の負担が軽くなるというけれども、一日二円なんです、一日二円。

私、この七百元というのも、一か月七百元負担軽減になるのかなと思ったら、一か月じゃなくて年間七百元。一日二円。やはり、例えばそのために二割負担するということは、当然これは理屈が通らないと思うんです。ですから、現役世代の方々は、いや、現役の負担が軽くなるんですとって、ああそうか、それだったら後期高齢者の方々に我慢してもらおうかなと思うけれども、一日二円と聞いたら、年間七百元と聞いたら、いや、そんなのだったらいいわと、私ははっきり言ってなると思います。

それと、もう一つ、そのことに関係してなんですが、これは先ほど大島議員も質問されていたんですけども、法案に年収二百万円以上と入っていないんですよ。ということは、近いうちに、気が変わって、二百万円じゃなくて、もう七十五歳以上全員二割にしますというふうにもし決めた場合、そのときに法律改正、法案審議、国会での審議は必要なんですか。それとも、国会での審議や法律改正なしに、全員の七十五歳以上の人を二割にできるんですか。どちらですか。

○田村国務大臣 まず、二円と言われますけれども、要は、二〇二五年に団塊の世代が全部七十五歳以上になれるということで、令和四年からそれが始まり出すわけでありまして、それに向かってまずはという形でありまして。

ピークは、御承知のとおり二〇四〇年頃、高齢者のピークがやってまいりますので、それに向かっていろんな対応をこれから考えなきゃならないというふうに思います。

立憲民主党の御提案の賦課限度額、これに関しても、意見は審議会の方でいろんな御意見をいただきました。ただ、準備期間、これは関係者の御理解をいただかなきゃなりませんし、さすがに八十二万円となると、これはちょっと、後期高齢者と国保は違っておりまして、国保は世帯収入でありますし、後期高齢者はそれぞれ個人の収入でありますから、ちょっと、若干同じにはならないと思うんですが、しかし、この賦課限度額を我々も上げてきておりますから、これもこれから、いい提案をいただいておりますので、今回で終わる話ではありませんから、いろんなことをやりながら、この後期高齢者といいますが、日本の皆保険制度を維持しなきゃならないというところが一番の重要性があるわけがございます。

翻って、今のお話に戻りますけれども、まだ法律を今この国会におかけをさせていただいている最中でありまして、今、現時点でこれを引き上げるなどというようなことは考えておりませんが、もし将来そのようなことがあった場合には、これは、法律改正事項ではなくて、今までもほかの、今、高齢者の方々は三割負担の部分がございますよね、これも三割負担ということは法律に書かれておりますけれども、金額に関してはこれは政令で定めるというふうになっておりますから、それと同じたてつけでございますが、もちろん、これは審議会での皆様方の御意見をお聞かせをいただきながら、国民の皆様方に一定の御理解をいただいた上で進めていくことになろうと思っておりますが、とにかく今は、そんなことはまだ毛頭何も考えていないということでありまして。

○山井委員 念のため確認しますが、国会審議、法改正は必要なんですか、必要でないんですか、お答えください。

○田村国務大臣 今お答えいたしましたけれども、要は、これは法律に書かれている事項ではなくて、政令で定めるところでございますので、国民的な、いろんな御意見をいただいて、政令で定めるところになります。

○山井委員 これは怖い話ですね。そういう意味では、この二百万以上というのは何の歯止めにもならないんですよ。これは、今回の法改正を送ったら、後はもう政府と審議会で、やろうと思えば、法改正なしに全ての七十五歳以上の高齢者の窓口負担を二割にできる。

だから、そういう意味では、私たちもこれは本当にちょっと認識を改めないで駄目ですよ。年収二百万円以上の人だけの二割負担の法案審議じゃなくて、全ての七十五歳以上の高齢者の二割負担を可能にする法案だということですから、これは本当に私は非常に重大なことだと思います。

本当にこれは大変なことですよ。法改正が必要でも、これだけあっさりと言われまして皆さん方は通そうとされているぐらいですから、法改正が必要でなかったら、あっという間に、低所得者も含めて二割負担になることを国会としてブレーキをかけられないということです。そういう意味でも問題は大きいと思っております。

それでは、また後ほどこの法案の話はしますが……（発言する者あり）

○とかしき委員長 御静粛をお願いします。

○山井委員 大変お忙しい中、尾身会長にお越しをいただいておりますので、尾身会長にお聞きしたいと思っております。

尾身会長とは、ここ三週間ぐらいにわたって、お忙しい中、議論をさせていただいておりますが、ここでの尾身会長と私の議論で議論しているとおりの事態になってきていると思うんですよ。蔓延防止措置、遅過ぎたんじゃないですか、手遅れだったんじゃないんですか、どんどん増えていったら緊急事態宣言に切り替えないと駄目な

んじゃないんですか、その切替えが二週間様子を見ていたら手遅れになるんじゃないんですか、近いうちに千人を超えるんじゃないんですかと、もうずっと言っていたとおりの展開に残念ながら今なっております。

そこで、お聞きしたいんですが、尾身会長、今、大阪はステージ3ですか、4ですか。今日の配付資料にも昨日のデータが出ておりますが、尾身会長の認識として、今日の配付資料五ページにありますけれども、大阪はステージ3ですか、4ですか。

○尾身参考人 お答えします。

大阪は、幾つかの指標はステージ3のところがありますけれども、指標がもう4になっている、指標という意味では4になっているところがあるというのが今の現実だと思います。

○山井委員 そうです。大阪はもうこれはステージ4になっているんですね。それで、ここの配付資料の四ページにもありますように、蔓延防止措置はステージ3、それで、ステージ4は緊急事態宣言というふうになっているんです。

特に昨日は、陽性率が一八・三%、さらに、重症病床に関しては、重症病床が二百二十四人のところに、昨日は重症患者が二百三十三人と、事実上、重症患者が上回ってしまった。それで、報道によりますと、必要な医療を受けられない、それで亡くなる人が出るのではないかという、もう医療崩壊の状態だという悲鳴を医療関係者の方々も現場で上げておられます。

そこで、菅総理も、一昨日、尾辻議員の質問に対して、一月の緊急事態宣言のときよりも状況は厳しいということをおっしゃいました。これは見てもらったら分かりますように、尾身会長にお聞きするのも失礼かとは思いますが、一月の緊急事態宣言のときよりも今の方がはるかに深刻な事態になってきております。

ついては、ストレートに言いますが、私の住んでいる京都も大阪の隣で、大阪が感染爆発したらこれはもう大変なことにももちろん京都もなるわけです。さらに、後手後手に回れば経済的な打撃もますます深刻化します。ついては、大阪も緊急事態宣言を出すべきではないでしょうか。いかがですか。

○尾身参考人 委員おっしゃるように、大阪の状況は私は極めて深刻だと思います。

午前中も申し上げましたけれども、大阪の場合は、新規の感染者数は早晩下方に転じる可能性はあると思います。しかし、医療の方が重症者がどんどんどんどん積み重なってきますから、今でももうかなり逼迫しているので、これから更に深刻度が増すと思います。

したがって、今一番重要なことは、外出自粛等々で感染者を更に低めるという、これからですよ、ということはもちろん最も重要なことの一つですけれども、今最優先課題は、このまま放っておくと、いわゆる医療の崩壊というようなことが文字どおり起こる可能性があるのです、何とかしてこれは、府と周辺の自治体も、あるいは全国の関係者、国のリーダーシップで、何とかこの感染者、特に重症者の増加がもうこれは間違いなく起こりますから、これから。それを何とか対応できるような供給体制の更なる強化。しかし、それは大阪だけではできない可能性があるのです、全局的なサポートも必要だと思います。

そういう中で、今一番何をすべきかということを考えるべきで、その中で、重点措置というフレームワークの中を幾ら強化してもできないのであれば、あるいはできるのであれば十分判断して、できないんだったら緊急事態宣言だし、という判断をもう私は早晩すべきだと思います。

○山井委員 早晩すべきであろうということなんですけれども、私は今週だと思います。もう猶予はありません。おっしゃったように、感染者の伸びが鈍ったとしても、重症者は一テンポ遅れて増えるわけですから。もう昨日で重症患者の数は重症者ベッドの数を超過してしまっているんですよ。

例えば、今緊急事態宣言を発出しても、効果が出るのは二週間先なんですよ、これは。四月末なんです。今出したとしてもですよ、二週間かかる。ということは、もう大急ぎでやるしかないんです。早晩じゃなくて、尾身会長、今週、緊急事態宣言の検討を大阪はすべきじゃないでしょうか。

○尾身参考人 いろんな判断はそんなに猶予、時間をかけてやることはできないと私も思います。

そのときに、やはり、これはちょっとしつこいように申し訳ありませんが、今の状況を何とか改善したいわけですよ。そのときに何が必要なのかということ、緊急事態宣言か重点措置かということの、当然そこは判断をするわけですけれども、その前に国と自治体が一体何が足りないのかということをしないと、ただ緊急事態宣

言。実は緊急事態宣言を出しても、前回は、途中からはもう協力が得られなくなっているという状況もありましたよね。

したがって、私はもう早急に、委員おっしゃるように、私はそんなに時間をかけて判断すべきではないと思いますけれども、その前に、一体何が足りないのか、一体、じゃ、何をすればいいのか。これは、言ってみれば、飲食店を休業要請するのか、それこそイギリスのようなロックダウンをするのか、そういうようなことを議論しないで、ただ緊急事態宣言、重点措置ということだけを議論しても、委員はそういうことをおっしゃっているわけではないですけれども、私は本質的に今の大阪に何を求めるかということを真剣に、早急に。これが今の重点措置の夜八時、それはやはり時短は八時ですよ、そういうこと、あと、重点検査、あるいは飲食店の見回り。

こういうパッケージになっているんですけれども、それでは足りないかどうかというのを早く議論して、足りないのをやるためには重点措置では難しいのであれば、あるいはそれでいいのか、そういう議論を早くやるべきで、それで、重点措置ではできないという判断があれば、緊急事態宣言をやるし、いやいや、重点措置でもっとやればできるんだという判断だったら、それを徹底的にやればいいと思います。

その議論が、早く、国と、それから府でしっかりとやらないで、単に言葉で、緊急事態宣言、重点措置ということだけを議論するより、そのことは重要ですね、いずれそういうことになりますけれども、その前に、そっちの本質、原因は何で、何をすればいいのかということ徹底的に短期間の間にやって、それで、緊急事態宣言を出さなければこの状況を改善できないというんだしたら、早速、時間を置かずに判断すればいいと私は思います。

○山井委員 私、改めてお聞きしますが、この議論、尾身会長とこの場で二、三週間やってきているんです。

それで、尾身会長も、毎回、緊急事態宣言、蔓延防止措置、言葉だけじゃなくて何をやるかが重要だということをおっしゃってまして、私もそれは全く同感です。

でも、二、三週間、この議論は続けてきているんです。今はもう検討のときじゃなくて、決断のときが来ていると思うんです。まさに緊急事態宣言に切り替えるか。それを早晩とおっしゃっていましたが、早晩とおっしゃるんでしたら、あしたもアドバイザリーボードを開かれるという話も聞いております、今週、大阪、緊急事態宣言の検討の議論をやるべきじゃないですか。いかがですか。

○尾身参考人 アドバイザリーボードは今日やりますので、大阪のことも含めてしっかりと、多分、評価についての真剣な議論が、私は今日されると思います。

○山井委員 では、今日、大阪に緊急事態宣言を出すべきかどうかという議論もやるということによろしいですか。

○尾身参考人 お答え申し上げます。

アドバイザリーボード自体が、緊急事態宣言を出すかどうかという判断はする組織ではないので。ただし、大阪の状況が今どういう状況になって、何が足りないのか何をすべきか、一体何が原因だったということは、前回よりも更に深い議論がされると思います。それは非常に、国あるいは我々分科会なんかの判断にも当然影響すると思います。

○山井委員 兵庫、大阪で、私の知り合いの老人ホームでも、三十代の方がクラスターの処理に奔走されて、職員の方ですけれども、コロナで亡くなられました、小さなお子さんを置いて。周りの方々は、これはもう戦死だ、殉職だとおっしゃっています。こういう方が増えるんですよ。一日、二日、議論しましょう、議論しましょうと言っている間に、どんどん人がこれから亡くなっていくんです。

先日も議論したように、第三波では七千四百人が亡くなられて、第四波ではそれを超えるかもしれないと尾身会長もおっしゃった。コロナによる死者だけじゃなくて、これによって景気後退が長引けば、経済的な死に及ぶ人もいる。一日の判断の遅れが国民の死につながるんです。だから言っているんです。

改めて、アドバイザリーボードというよりも尾身会長にお伺いしたいと思いますが、尾身会長御本人は、今週、大阪の緊急事態宣言を検討すべきだというふうに思われませんか。

○尾身参考人 お答えします。

私は、今日のアドバイザリーボードは様々なデータが出てくると思いますので、今ここで私個人の意見というのを言うことよりは、しっかりとアドバイザリーボードの様々な評価、指標を見て、これは恐らく、国の方も、大

臣なんかも含めていろんなことを考えるでしょうから、もうあと数時間ですので、今ここで、私は、出すべきかというよりも、先ほど申しましたように、状況が一体どうなっているのか、特に医療の体制の整備というものがどうなっているのか、それについてということも、直近の情報が入ってくるはずですから、そういうことを踏まえて、今日いろんな議論をするつもりであります。

○山井委員 いや、これは、私たちは継続的にずっと議論をしてきて、申し訳ないけれども政府の取組は後手後手になっているんです。その後手後手の中でも、辛うじて私は、リードしてくださっているのは尾身会長だと信じているから、こうやって質問をさせてもらっているんです。

状況がどうなっているか議論するとおっしゃいますが、どう見たって緊急事態宣言のときよりも厳しいですよ、誰がどう見たって。この指標を見たって、これはステージ4ですよ。もうどう考えても大阪は3ではありません。それは、議論はあるでしょうけれども、もう明らかじゃないですか。

私は、申し訳ないですけども、ちょっとうがった見方をすると、蔓延防止措置というのが緊急事態宣言を出さないためのブレーキ、言い訳になっちゃっている。本来だったらステージ4で当然緊急事態宣言を出しているときに、いや、蔓延防止措置をやっていますから、効果を見極めていきますからということで、結果的には対策を遅らせる要因に蔓延防止措置がなりかねないのではないかと。私の大阪の友達もみんな言っていますよ。まだ緊急事態宣言じゃないんでしょう、蔓延防止措置でしょう、緊急事態宣言は出ていないんでしょう、それほど緊急じゃないんでしょうと言っていますよ、大阪の知り合いの多くは。それでは失われる命があるわけです。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですけども、ある指摘は、今週バイデン大統領と会うために訪米をされます。そういう訪米もあるから、訪米前には緊急事態宣言の議論は余りしたくないんじゃないか、こういう指摘があります。私は、そんなふうには思いたくありません。でも、万が一、訪米とかそういうことがあるから、訪米から帰ってきてから難しい緊急事態宣言の議論はしようというふうにして、一週間遅れて、そのことによって、経済がもっと低迷が長引き、死者が増えたりしたら、これは許されないことだと思います。

尾身会長、ちょっとこの七ページを見ていただきたいんですけども、配付資料の七ページですね。これは、英語で言いますと、緊急事態宣言は、左上にありますように、七ページですね、私の配付資料の。デklaration・オブ・ア・ステート・オブ・エマージェンシー、緊急事態の宣言。これは明らかですよ、外国人から見ても。ところが、蔓延防止措置、この右上、読み上げます。プライオリティー・メジャーズ・トゥー・プリベント・ザ・スプレッド・オブ・ディーズ、病気の拡大を防ぐための優先的措置。すごい弱いんですね。これは、日本語以上に、英語にするとかなりニュアンスが違う。

だから、これはうがった見方だということをお許しいただきたいんですけども、オリンピックもある、訪米もある、外国人の受ける印象が、エマージェンシー、緊急事態、これはちょっとまずいよねと。この蔓延防止措置のプライオリティー・メジャーズ・トゥー・プリベント・ザ・スプレッド・オブ・ディーズ、これだったら、そんなに日本は大変じゃないから、オリンピックも大丈夫というふうに思ってもらえるんじゃないか。うがった見方ですよ、こういうふうな指摘が出ているんです。

尾身会長に聞くのは失礼だとは思いますが、まさかこういう、訪米やオリンピックということが緊急事態宣言の発出の支障になっているということはないですよ。こんな質問はしたくないですけども、念のため、そういう心配の声がかなり出ているので、失礼を省みず質問させていただきます。

○尾身参考人 私は、菅総理の訪米のことを今の議論と絡めているということは全くございません。それは政府の中のことで、そういうことで、私は、そのこととは全く、1%もリンクして考えたことは今まで全くございません。

それと、もう一つは、ここの英語の、右のページのプライオリティー・メジャーズと、デklaration・オブ・ア・ステート・オブ・エマージェンシーのこの話は、イメージとしては確かにそうですけれども、何度も申し上げますように、私は、緊急事態宣言を出すのなら早く出した方がいい、出すのであれば。そのときはやはり、一体、一番の今の、今委員おっしゃるように、いみじくも委員おっしゃるように、医療の崩壊をどう防ぐか、私はこの一点だと思います。そのために一体何ができるか、何をすべきかということ一度、あと十時間でも二十時間でも三十時間でも、なるべく早く、みんなでその議論を私はすべきだと思います。

その上で、さっき言ったとおりですから繰り返しません、そういう中での判断だと私は思います。

○山井委員 私は、これは謎なんです。なぜステージ4でここまで医療崩壊が明らかになっていながら緊急事態宣言の議論が行われないのか、本当に謎なんです。来週やるんですか。でも、これは本当に後手後手になります。

尾身会長、お忙しいと思います、これで御退席ください。

田村大臣にお伺いしたいと思います。

これはワクチンのことですが、高齢者のワクチン接種が月曜日に始まりました。これは多くの高齢者から私は聞かれるんですけども、いつまでに打てるんですかと、多くの方から聞かれています。

だから、いつまでに完了するという約束はしてもらわなくて結構なので、せめて目標、高齢者のワクチン接種はいつ頃までには終えたい、例えばお盆までには終えたいと目指しているとか、そういうめどを、全国の不安に思っておられる高齢者のためにもお答えいただけませんか。

○田村国務大臣 まず、前段、先ほど後期高齢者医療保険制度、これは勝手に二割以上にできると言われましたが、これは法改正が必要でございますので。一割と明記されておりますので、一割と書いてある限りは一割の方々がいきなりいけないので、全て二割以上と言われましたが、これは法改正が必要であるということは御理解ください。

それから、今のお話であります、これはどちらかという、私というよりは河野大臣の所管であろうというふうに思います。

六月末までに高齢者が二回接種する分のワクチンが入ってくるということは、今準備をしておる。これは、河野大臣の方からもお話がございます。でありますから、その頃から二回分がもう来ますので、接種体制、それぞれ自治体によって規模が違ふと思います。規模の違ふ自治体によって体制も変わってまいります。そういう自治体の体制というものをしっかりと協力をしながら整えてまいりまして、一日も早くこれが打てるような環境を整えてまいりということで、河野大臣と協力してまいりたいというふうに思っております。

○山井委員 いや、その答弁では駄目です。

全国の高齢者はいつまでに打てるんですかと思っておられるわけですから、せめてめどを言えないんですか。ということは、九月か十月になっても高齢者の方は打てない可能性があるんですか、田村大臣。

○田村国務大臣 河野大臣が所管でございまして、私は河野大臣と協力をして対応してまいりますので、できる限り早く高齢者の方々に二回接種ができるように、河野大臣と協力して、地域と協力しながら対応してまいりたいというふうに思います。

○山井委員 これは、はっきり言って難しい質問をしているんじゃないんですよ。ごくごく初歩的な質問ですよ。めどですよ。どっちの担当という話じゃないですよ。

改めて言います。全国の高齢者の方が、今週からワクチン接種が始まったけれども、自分はいつまでに打てるのかなと不安に思っておられます。九月、十月になる可能性もあるんですか。あるのなら、あると言ってください。ないんだったら、そうはならないようにしたいとおっしゃってください。

○田村国務大臣 ワクチンのロジは河野大臣の担当でございまして、私がここで答えできるものではないということは、これは御理解いただかないと、これは私がここで物を申すというわけにはいかないということになります。

○山井委員 いや、これは国民の健康の責任を持っておられるのは厚生労働大臣ですよ。だから、私は細かいロジの話の話を聞いているんじゃないんです。一番基本中のキです。厚生労働大臣でしょう、日本の医療に責任を持っておられる。めどを聞いているんです。

田村大臣としては、いつぐらいまでに高齢者の方々の接種を終えたいと目指しているのか、目標としているのか、お答えください。

○田村国務大臣 私が目標を設定するものではないんです。

これは、地域の体制も含めて河野大臣が日々各自治体と対応いただき、そしてその体制というものを整備をいただいておりますということでございまして、私がここで言えることと言えないことがございまして、そこは、委員も政務官をやられたお立場でございまして、御理解いただけるというふうに思います。

○山井委員 ということは、改めて聞きますが、全国の方が待っておられますよ、今日の質疑も、全国の高齢者の方は関心を持って聞いておられます。

ただ、四月から打ち出したけれども、九月か十月、半年後まで打てない可能性もあるということですか。否定されるんだったら否定してください。否定されないんだったら、その可能性があるというふうに理解しますので。いかがですか。

○とかしき委員長 田村厚生労働大臣、申合せの時間が来ております。

○田村国務大臣 できる限り早く打てるように、先ほど来申し上げておりますとおり、担当の河野大臣が自治体と協力しながら、もちろん厚生労働省もいろんなリエゾン等々で対応させていただきますが、河野大臣の責任の下、しっかりとそれは、政府を挙げて、各自治体と協力をしながら、一日も早く打てるような環境整備に向かって努力してまいりたいというふうに考えております。

○とかしき委員長 山井和則君、申合せの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○山井委員 いや、もうこれは、コロナでこれだけ大変なときに、厚生労働委員会で、打ち出したから聞いているんですよ。打ち出したから、いつまでに打てるんですかと高齢者が期待する、不安に思うのは当たり前じゃないですか。それに対して答えられない。

また来週、これは質問しますから、そのときには答えてください。これは私が知りたいんじゃないんです、全国の高齢者が、命が懸かっているから不安なんです。よろしく願います。

ありがとうございました。終わります。